

中国民族法制の問題状況

——動向と課題——

西 村 幸次郎

1 はじめに—中国民族法研究の意義

21世紀は中国の時代とも言われるが、その中国の動向を左右する問題の一つが、少数民族問題である。そして、民族問題を規制する民族法の考察を通して異文化への関心、文化の対等性・多元性、漢族と少数民族の関係、西南と北方の地域差、自然と人間の共生、高度の自治（一国家二制度）との関係、日本人のルーツの探求など、多様な関心もたれる。

特に、1999年11月以来提唱・実施されている「西部大開発」は、現在、西部地域の投資環境、民族区域自治などに対して如何なる影響を与えるか、また、その国際的な範囲にわたる生態環境への影響が、日本の将来にも大きく関係することは必定である。

この西部地域は、戦略的に重要な辺境地域であり、諸民族との関係が緊密で、「地大物博」（土地が広く資源が豊富）であり、この地域に少数民族が集中し大雑居・小集居、交錯集居の居住状況を形成する。各民族は、多様な宗教（イスラム教、チベット仏教、キリスト教など）を信仰し、それぞれの伝統・文化を有しているだけに、西部大開発の政治、経済、法律、文化の各分野に与える影響は計り知れないものがある。

本研究は、中国の少数民族問題について主として法制の側面から総合的に考察するものである。我が国においてこれまで充分に取り組みられてこなかった研

究分野である。

本プロジェクト「中国民族法制の総合的研究」（2003年度から3年間）による視察・訪問の期間及び地域・機関は以下の通りである。

(1) 2003年9月10日～同年9月20日

青海省黄南藏族自治州同仁県中級人民法院で座談会。青海三江源歌舞大世界の観賞。

東関清真寺、グゲンタラー草原を視察。中国人民大学、中央民族大学、青海民族学院、内蒙古大学、内蒙古財經学院において交流。

(2) 2003年10月30日～同年11月4日

西南民族大学、四川省民族研究所、四川大学、復旦大学において交流。

青城山（道教）・都江堰（巨大水利事業）、武侯祠（劉備）を参観。

(3) 2004年8月14日～同年同月22日

貴州民族学院、道真コーラオ族ミャオ族自治県政府において交流、遵義会議址、天龍屯堡の仮面踊り、紅楓湖のブイ・トン・ミャオ族村、黄果樹大漠布の参観。

(4) 2005年3月25日～同年同月31日

雲南大学において交流。シーサンパンナ（西双版纳）の金沙灘、民族文化園、タイ（傣）族の蔓剛村を視察。

(5) 2005年8月22日～至同年9月5日

新疆大学、ホルンベルン学院、内蒙古民族大学、内蒙古大学、内蒙古警察職業学院において民族法の諸問題について懇談。ウイグル族の一般家庭の生活を体験し、都市に居住するモンゴル族が伝統生活、習慣、音楽、言語の継承に苦悩する姿にふれる。エベンキ・ホルンベルン・ホルチン草原を視察。

(6) 2005年10月28日～至同年11月5日

広東省南沙自動車産業団地と深圳經濟特別区・中国民俗文化村を視察。

広西チワン族自治区において広西法学会・広西大学（南寧）及び広西師範大学（桂林）の関係者と交流・懇談。青秀山公園（南寧）、西街（陽朔）、印象劉

三姐（桂林）の観賞。南丹の白褲瑤族の集落を視察。

この間に交流のあった民族法研究者・実務家は、漢族、リー（黎）族、トン（侗）族、モンゴル（蒙古）族、ミャオ（苗）族、チベット（蔵）族、朝鮮族、満族、ナシ（納西）族、ペー（白）族、回族、トウ（土）族、イ（彝）族、トウチャ（土家）族、スイ（水）族、コーラオ（仡佬）族、ウイグル（維吾爾）族、オロチョン（鄂倫春）族、エヴインキ（鄂温克）族、ヤオ（瑶）族、チワン（壮）族、ダオール（達翰爾）族などである。

我々は、以下の諸項目を念頭に、中国の研究者の協力を得て、資料収集、現地調査、ヒアリングを行った。

- 1、民族区域自治制度－「団結・平等・自治・共同繁栄」との関係について
- 2、中華民族の多元一体論－社会の安定団結、民族融合
- 3、「民族区域自治法」の問題点
- 4、草原法の現状と課題
- 5、民族慣習法と国家法
- 6、婚姻法の「弾力的補足的」規定
- 7、立法活動－特に自治条例及び散居法
- 8、西部大開発に関する問題点－投資環境、民族区域自治、生態環境への影響
- 9、紛争事例と解決方法－草原、家族、土地、刑事、戸籍、投資など
- 10、民族教育法

以下において、最も注目した若干の項目の問題状況について以前の視察交流の成果をふまえながら考察を加えることにしたい。

2 民族区域自治制度

－「団結・平等・自治・共同繁栄」との関係について

中国は1940年代初までソ連邦に倣って民族自決権を承認し、連邦制を構想していたが、その後、文化的経済的格差の是正、外国勢力の活動基盤となること

の防止、中央による自然資源の確保などを理由にこれを民族区域自治に変更し、「平等・団結・自治・共同繁栄」を基本原則としている。

この民族区域自治制度は、共同綱領（1949年）、民族区域実施要綱（1952年）、憲法（1954、75、78、82年）、民族区域自治法（1984年）において確認されている。

漢民族（91.59%—11億5,940万人）と55の少数民族（8.41%—1億643万人）の民族構成（2000年の統計⁽¹⁾）において、団結・平等・自治・共同繁栄の基本原則のもとで「漢族は少数民族から離れられないし、少数民族は漢族から離れられない」、「誰も誰からも離れられない」（兩個離不開）」（鄧穎超、1983年）、「各民族は共に息を吸い、運命を共にし、心をつにする」（江沢民、1990年）ことが強調されている。中国の研究者のなかには、世界の民族問題（紛争）が絶えない現在、中国の民族区域自治制度がその解決に対して具体的方法を提示するものとして高く評価する見方がある。

そして、「自治・平等」と「団結・共同繁栄」は両立するとの観点から、中西部経済発展→西部大開発、対口支援（進んだ地域が遅れた地域を支援する関係、地域間協力）を推進しつつある。当初は、資源を西部地域から東部・沿海部に運んで得た成果を西部地域に還元して共に発展することを構想していたが、実際は少数民族地域の発展が後回しにされてきたのであり、このことに対する「還債（借りを返す）」の政策方針が構想されていたが、「自治・平等」と「団結・共同繁栄」の両面の達成には難題が山積している。

1984年に制定された「民族区域自治法」は民族自治地方〔自治区（5）、自治州（30）、自治県（旗）（120）〕には、自治権として立法権、民族の言語・文字を使用する権利、人事管理権、経済管理権、財政管理権、教育管理権、文化管理権、公安部隊組織権、天然資源の管理・保護・開発権、民族の風俗習慣を保持又は改革する自由、宗教信仰の自由を規定する。

この「民族区域自治法」は、その後の市場経済化、西部大開発、WTO加盟の進展において、2001年4月に改正され、「民族区域自治法の実施に関する若

干の規定」(2005年5月)が採択されている。特に、民族自治地方の自治権の範囲・内容がどのように変わるかが注目されたが、最も重要な立法権(民族区域自治法19条)について形骸化が指摘されている。

西部大開発の影響を受ける民族自治地方の自治権、とりわけ経済財政自治権、天然資源の開発権の内実は、中央と地方の権限の配分問題、自治を実施できる予算(50%)を越える地域の不存在、地方の開発能力の低さ(坐金山去乞討一金の山に座って物乞いをする、宝の持ち腐れ)、国有の枠、全体の発展との関係等の理由によって実現できない状況にある。また、自治法実施弁法(雲南省)には、人口5000人以上の民族に対する配慮が見られるが、自然・経済条件の相違、中央が地方のことを殆ど理解できないなど、実施の上で困難な問題を抱えて意見の対立のあることが、五大自治区の自治条例の制定されない理由として考えられる。

内モンゴル自治区の場合、漢族約80%、モンゴル族約17%、その他若干の民族によって構成されるが、現実には少数民族を主体とする民族区域自治の推進ではなく漢族中心の地域自治となっている。漢族の研究者が内モンゴル自治区の権益を主張するものの、それは必ずしもモンゴル族などの少数民族の利益を主張するものとはなっていない。圧倒的な漢族の人口(民族比率)、中国語の普及、遊牧生活を放棄しての定住化、習慣・衣服の漢族化、漢族との通婚(王昭君が「胡漢和親」の象徴)が増加している。

また、国際化の中で英語や日本語に対する関心が高まる状況においてモンゴル語による教育が強調されているものの、モンゴル語を話せないモンゴル族が増えている。「第一回中国・ノルウェー民族区域自治制度シンポジウム」(2000年8月、内蒙古社会科学院主催、於内蒙古大学)において、双語・多語現象、漢語の転用状況で、少数民族の言語に対して有効な保護措置が必要であることが強調されていた。その後、「蒙古語言文字工作条例」(2004年11月)によって中国語とモンゴル語による教育が強調され、その効果が期待されている。

しかし、2005年夏に交流のあった内蒙古民族大学のアスコン氏のこの問題に

対する次のような指摘は注目に値する。つまり、「中国政府の提唱と援助により、モンゴル民衆に向けられた民族教育が幅広く展開し、民族の言語と文化についても教育内容にとりいれられることとなった。それは「双語」教育と総称され、現在にいたるまで継続されている。「双語」（普通話と民族語の2つ）と言いながらも、そこで最重要視されたのは、モンゴル語の教育であった。モンゴル語のみで記述された読み物を読める人々が増加することにより、民族教育にも新しい時代が確実に出現したのである。ただし、このことを現代化の理念、あるいは個人が全体社会に適応する能力ということから考えるならば、いったい何を意味しているのだろうかと問いかけざるを得ない。経済活動の全国規模化とされる潮流にモンゴル民族がとりこまれるとき、そこで大きな役割を果たすのは少数民族文化ではなく、多数民族である漢民族の文化であることは明らかである。すなわち、モンゴル語はいったんその民族の文化圏から出てしまえば、すぐにその役目を喪失してしまうということになるのである。言い換えれば、小学校から高校にかけてせっかく勉強したものは、全体社会に対して想像以上に役に立たない⁽²⁾のである。」

ここには、モンゴル語教育の深刻な問題性が描かれている。中国の他の地域においても、青海省や四川省のチベット族には、母語のチベット語を話せない人々が増加しており、双語教育が重要な関心事となっている。

西南民族大学の若い研究者（チベット族）と雲南大学のベテラン教授（モンゴル族）は、いずれも母語が分からないとのことであった。

2005年夏に、ウルムチとフホホトの一般家庭を訪問する機会に都市モンゴル族の生活の一端に触れることができた。モンゴル風の歓迎を受けたが、家族全体がジンギスカンの肖像画やモンゴル草原の情景画を壁に掲げるなど伝統、習慣、音楽、言語の継承に努力していることに民族の誇りと苦悩が伝わってきた。

他方で、新疆ウイグル自治区のカシュガルやアトシュでは、ほとんどのウイグル族の人々は中国語ができず、西部大開発にともなう環境の変化に如何に対

応すべきか、ためらっているように見えた。中国語によるテレビ番組に対してほとんど関心を示さないなど、言葉の壁を垣間見た。

また、「平等」の問題については、西部大開発にともなう移民問題が散居少数民族の増大をもらすとともに、新たな格差問題を作り出している。

貴州省の視察において、歓待のお礼に小学校に行けない児童（少数民族、女子、聡明）の学費（1年間160元、6年分の960元）の援助を申し出たことがあるが、中国全体では200万人以上の児童が義務教育を受けられない状況である。

さらに、民族区域自治法は「自治機関の自治権」（第3章）を定めていることに関連して、集団、自治機関の権利と個人の権利の関係を質問したところ、前者が後者を含むとする考えを表明する研究者もあったが、あくまでも「自治機関の自治権」であって国際人権B規約のように「当該少数民族に属する者」が権利主体ではない。

雲南省の場合、5000人を越える民族は25民族にのぼり、それらには政府機関の庁のポストを確保するなどの措置が一つの具体化として評価されている。

3 中華民族の多元一体論－中華民族と各民族

⁽³⁾ 費孝通の次の見解は、漢族を主体とした社会の安定団結、民族融合を強調する内容となっており、我々の交流においてこの点について意見を聞く機会があった。

「……中華民族の多元的で一体的構造の形成過程……。その主流は、分散し孤立していた数多くの民族が、接触、混血、結合、融合、時には分裂と衰亡を経て、AとBが交流し、Aの中にBがありBの中にAもある半面、それぞれ個性を保つ多元的統一体を形成した、⁽⁴⁾ というものである」。我々が交流した関係者のほとんどは、肯定論とも言えるもので、「中華民族」としてのアイデンティティを強調するものであった。その一例を紹介しておきたい。

(1) 内蒙古大学のある研究者（漢族）は、政治的安定を念頭に、「中国は民族大融合を提唱しており、各民族相互間において互いに優れた点を取り合い、

互いに融合している。したがって、各民族の優れた点は既に中華民族という大範疇に吸収されており、自然に融合しながら民族の特性を保存することに留意することが一層必要なのである」とする。

(2) 雲南大学の若い研究者の交際相手について、一人（男性、イ族）の相手は漢族の女性、もう一人（回族、女性）の相手は漢族の男性ということであり、彼らによれば異民族間の通婚から新しい文化が生まれるとの楽観的な見通しを述べていたことが印象に残った。

とりわけ「回漢の通婚」については、建国当初に比べて大きな状況変化が見られる。通婚が珍しいものでなくなっていることや地域差があることも考えられるが、回族の場合教規が緩やかになっていることも関係しているのであろう。⁽⁵⁾

かつて内モンゴル自治区政府人民政府民生部の問い合わせに対する「少数民族処理問題に関する内務部の回答」（1950年12月13日）は、異民族間の通婚問題について、次のように極めて慎重な対応を求めている。

「異民族の革命幹部（大衆も同様）の中で、結婚できるか否かは単純な法律問題ではない。法律上は異民族間の結婚を制限していない。もしも民族の風俗習慣または教規関係によって外族との通婚を認められない場合は、個人的利益が全体的利益に従うという原則に基づいて、男女の両当事者が民族の習俗を尊重するよう説得すべきであり、大衆の反感および民族紛争を引き起こさないようにするために、無理に結合させてはならない。およそ民族工作を行う革命的幹部は、とりわけこの点に注意しなければならない。そうでないなら大衆からひどく遊離し、活動上の損失を招くであろう。異民族間に婚姻紛争が発生するときは、現地政府は共同綱領第53条および婚姻法第27条に基づいて、民族団結に対する配慮および少数民族の風俗習慣に対する尊重を原則として、現地の民族の代表的人物および男女当事者を呼んで調停を行うべきである。借りに漢族の男が回族の女との結婚を望む場合、その男に回教の規則に照らして行うように勧めるべきであり、さもなくば、回族の女との結婚をあきらめさせなければな

らない。他方で、回教徒が婦人の人権を尊重するように説得すべであり、回族の女が他民族との結婚を要求することを理由に虐待してはならない。」

最高人民法院による華東分院に対する「少数民族と漢族の通婚問題に対する回答」（1951年1月3日）および甘肅省高級人民法院に対する「『回漢通婚』問題に関する返信」（1956年8月25日）は、「内務部の回答」を確認している。

26民族を擁する雲南省はモデル地域とも言われるが、漢族を除いて有力民族が存在しない中で異民族間の結婚に対して違和感がないようである。

モデル地域と評価される理由について、次のような興味深い説明を得た。

- (イ) 雲南省の25民族の全省における人口比率は低く、いずれも主体民族になれず、宋代から影響力をもたない。
 - (ロ) 1949年以降、1966年～1976年（文化大革命）の期間を除いて民族の団結・調和を重視しており、中央と省が省の事情を慎重に調査し穏便に対処してきたことでトラブルが少ない。
 - (ハ) 1949年以降、イ族、タイ族、ハニ族などの上層階級（土司、頭人）の政治的待遇と利益を配慮することによって、かれらの党に対する信頼を獲得してきた。
 - (ニ) 1949年以降、人材と幹部の育成に努力し、民族区域自治実施綱要と民族区域自治法に基づき、民族区域自治制度によって自主的に管理するシステムを作り上げてきた。
 - (ホ) 中央と省が経済発展を支援することで、経済、文化、教育の各分野において、新たな発展段階を迎えているが、少数民族に依存心が高まるなどの新たな問題も出てきている。
- (3) 広西チワン族自治区のチワン族の場合は人口1500万人以上の「大」少数民族であり、多面で漢化が進んでいて、「中華民族」を受け入れ易い条件がある。
- (4) 理論的に、「多元一体」ではなく「一体多元」を主張する論者、中原（揚子江と黄河の間の地域）を廻って攻防・離合集散し、独立の政治実体を形

成した経験がないことを理由に「異源同流」論を提唱する論者もいる。

「反対論・異論」には、ごく少数ながら、以下のような意見があった。

(イ) 「中華民族」はそもそも存在せず、存在するのは「中華人民共和国」のみである。しかし、民族政策の上では「中華民族多元一体」論は重要である。

四川省の漢族やモンゴル族がチベット自治区においてチベット族になっている例や四川・青海のチベット族がイスラム教を信仰する例があるということであり、このことは民族識別のメルクマールを再考させる問題を含んでいる。

(ロ) 人口比率が大きく、宗教の信仰心が強く、資源の豊富な地域（チベット自治区のほか四川省や青海省などのチベット文化圏、新疆ウイグル自治区）などにおいては、この「中華民族多元一体論」を容易に受け入れがたい事情がある。「地大物博、人口衆多（土地が広く物資が豊富であり、人口が多い）」という従来の言い方に対して、「少数民族地大物博、漢族人口衆多（少数民族の土地が広く物資が豊富であるが、漢族の人口が多い）⁽⁶⁾」の表現が見られるが、これは漢族人口が移住政策によって極めて一方的に増加したことに対する不満を示しているようでもある。筆者は、これまで、中国の民族学者や法学者に対して漢族と少数民族の将来の人口比率をどのように考えているかを尋ねたことがあるが、やや戸惑いながら「全く分からない、予想できない」との答がいつも返ってくるのである。

新疆大学においては経済学院の関係者との交流が実現したが、法学院との交流が実現しなかったのはテーマの敏感性が関係したようである。

新疆の政治的緊張はしばしば報道されているが、我々がカシュガルに滞在中、次のようなニュースが報道された。つまり、二人の作家の作品が「わが社会主義制度と党の現行政策を攻撃し、民族の恨みを扇動し、民族分裂思想を宣伝し、暴力的なテロの手段によって新疆の独立を実現しようとする反動的作品である。かれらの真の目的は、新疆各民族の大団結を破壊し、祖国の統一を破

壊し、新疆を祖国の版図から分裂させようとするものであり、かれらの行為は既に国家の安全を損ない、犯罪を構成しており、関連の法律規定に従って、調査・処分すべきである⁽⁷⁾」。

いずれにしても、「改革開放」（1978年12月の11期3中全会）と「社会主義市場経済」（1993年3月の憲法改正によって15条に入る）が推進される中で、文化の対等性・多元性の観点や自然と人間の共生の問題において少数民族の営みをもたらす伝統・文化の保持との関係で「中華民族多元一体論」のもつ意義が問い直されなければならない。

4 西部大開発

1、西部大開発は、2001年6月に39億元の投資により、道路・通信建設を中心に推進されてきたが、われわれはその展開状況の一端について、内モンゴル、青海、四川、貴州、雲南、新疆、広東、広西などにおいて視察した。関係者の話では、現地の少数民族の利益には必ずしもなっていないようである。特に広西（南寧－桂林－南丹－南寧のコース）では四車線の立派な道路が走っており、新疆ではカシュガルからキリギスの国境付近まで道路（標識は中国語で大きく示され、下にウイグル語で小さく表示）が整備されている。

優良企業だけでなく、開発の推進の中で公害企業も持ち込まれており、「発展の中で発生した問題を解決する」、「中国人には知恵がある」とするが、楽観的すぎる対処法に思えてならない。

2、西部大開発においては、水の問題を如何に解決しうるかがカギを握っていると言っても過言ではない。甘肅省、青海省、寧夏回族自治区などにおいて、黄土高原の厳しい風土と大黄河の渇水・断流の現実に触れた。そして、草原の開発による砂漠化現象が極めて深刻であり、「三峡ダム」、「南水北調」（揚子江の水を黄河に引く）の遠大なプロジェクトに大きな期待が寄せられている。しかし、西部大開発は自然環境に対する大破壊の可能性を有してい

るだけに、そのバランスをどのように図るかが注目される。

3、出稼ぎとダム建設に伴う移民

西部地域は一般に「三農問題」（農村、農業、農民の三つの問題）の解決に追われている。

我々が視察した地域の貴州省コーラオ族・ミャオ族道真自治県においては、20%の余剰人口を出稼ぎに出すことを県の政策としている。

この県の総人口（2003年末）は33.6万人、その中の農業人口は29.4万人、少数民族人口は265051人（コーラオ族154600人、ミャオ族89567人、トウチャ族20334人）である。

広西では、ダム建設にともなう移民問題が大きな課題となっている。この地域には、チワン族が多いが、移民による影響は、移民先の土が耕作可能な土山であるか、耕作の困難な石山のどちらを割り当てられるかによって左右されるとのことであり、格差問題の大きな原因となっている。

4、内モンゴル自治区

1994年夏に約一週間、内モンゴル自治区を訪問し、壮大なオルドスの草原に感動するとともに、砂漠というものをグブチ砂漠（響沙）において初めて体感した。

その後、2000年8月に召河の草原を視察し、2003年9月には、格根塔拉（グゲンタラー）草原において草種の減少と請負会社による草原保護の現状を視察するとともに、草原の問題点、草原の状況－湿潤草原（ホロンバイル）、干涸草原（シリシゴル）、荒漠草原（アラグシャー）－と「水資源保護、再造山川秀美（水資源を大切にし、山紫水明の自然を取り戻そう）」のローガン、そして玉泉区の危機的状況などに関する関係者の説明が印象に残っている。

2004年11月6日の「中国の草原環境と砂漠化防止の法制度シンポジウム」（拓殖大学）において、施文正教授は「中国の草原環境保護の歴史と現状」とする報告をされた。その報告のポイントは、次の通りである。

(1) モンゴル法制史における「約孫」の慣習法の中に草原の水資源の保護があり、ジンギスカンの「札撒大典」において草原の破壊、侵害行為に対する刑罰制度が存在する。

(2) 内モンゴル自治区では、すでに1965年に「草原管理条例」が制定されており、1982年12月の現行憲法における自然資源としての草原の地位を初めて明確にし、1985年6月の草原法の制定に貢献している。

(3) 草原法は、草原の保護・管理・建設、生態環境の保護・改善、現代牧畜業の発展にとって大きな意義をもったが、草原の開墾・破壊等の行為に対する法律責任が、原則的で、処罰の強制力が不十分であること、新しい問題として草原の使用権と請負経営権の問題が登場したこと、過放牧の負担状態が草原の砂漠化、退化、荒漠化の趨勢を加速したこと、などにより、草原法の改正の必要性が認識され、1992年に草原法の改正草案起草グループが発足した。しかし、その起草が遅れた理由として食糧供給・人口増加の要求のなかで草原とのバランスを取りながら牧畜業の現代化を如何に図るかという問題に直面したことである。

(4) 改正案が2002年12月に採択されたが、改革の深化と市場経済の発展による現代化建設における大きな成果とともに以下の厳しい環境問題に遭遇している。

(a) 耕地拡大による食糧増産の方法を改善する必要がある。

(b) 土地の荒漠化とそれによる自然災害が持続的発展に影響しており、草原の保護が生態環境改善の重要な任務になっている。

(c) ミルク、肉、毛などを原料とする新興工業企業は農牧民と協力する必要がある。

(5) 新草原法（2003年3月1日施行、総則、草原の権利帰属、草原の保護・建設・利用に対する統一的計画、草原の建設と生態環境保護、草原の合理的利用、草原の開墾と破壊の禁止、監督管理の強化、法律責任の厳格化について規定する）の実現のために、以下の措置が取られなければならない。

- (a) 草原行政主管部門と草原管理監督機構を設置する。
- (b) 草原の科学的企画、重点建設、合理的利用についての一連の規範によって、退化、砂漠化、アルカリ化、石漠化及び水土流失した草原に対する組織的な専門的措置－退耕還草、禁牧、休牧などの措置を取る。
- (c) 草原の法律・法規に違反する行為の法律責任を明確にする。
- (d) 生態効益の優先と現代牧畜業の発展のバランスを図る。

この草原法については、施文正「新草原法講義」⁽⁸⁾を参照してもらいたいが、草原法について「民族立法」としての期待が大きかったようである。この法律には「民族」や「少数民族」などの文言は一切見られない。草原が国有地であることと多様な民族の人々が草原にかかわっていることがその背景にあるものと思われる。

急激な都市化による深刻な砂漠化の状況と草原の保護、砂漠化防止のための中国人の取り組み、そして日本の NGO、NPO の様々な活動が NHK・衛星放送⁽⁹⁾などによって知られている。

これらの経験に基づき、「砂漠化防止法」(2002年1月1日施行)は、砂漠化対策計画、砂漠化の予防、砂漠地の改良、保障措置、法的責任を定めるが、「退耕還林」、「退牧還草」の方法によって、過度の放牧の禁止、砂漠化した草原の回復、人工草場の開設、乱開発禁止などの試みを具体化⁽¹⁰⁾している。

2005年8月にホルチン草原の「森林景区」大清溝－沙漠緑洲(砂漠のオアシス)を視察したが、住民の生活(農林業)を保障しつつ、漂流(ゴムボートによる清流下り)や名所旧跡の保存による観光収入を確保する姿が見られた。通遼の内蒙古民族大学における座談会において、ホルンベルン草原が公害企業によって汚染されている実態が伝えられた。自治区外で公害企業として排除されたものが内モンゴル自治区に投資し、草原を破壊しているというものである。

5 民族の風俗習慣について

- (1) 時期的特徴として、尊重期(1949～1956年)、軽視期(1957～1965年)、

排斥期（1966～1976年）、改革期（1977年以降）の流れが指摘されているが、20年前の国家民族委員会「少数民族の風俗習慣問題を慎重に取り扱うことに関する通知」（1986年2月）は、ジャーナリスト、文芸関係者、民族学者などが風俗習慣を尊重せず、民族感情を配慮しなかった例として、①イスラム教の創始者に対する批判②法定結婚年齢に達していない男女の婚礼の強制とその撮影③ナシ族の葬儀風景の撮影④チベットにおける鳥葬（天葬）画の展示などを紹介、慎重な対応を呼びかけている。⁽¹¹⁾

(2) 風俗習慣については、呉宗金編著『中国民族法概論』⁽¹²⁾を基準に、以下のよう⁽¹²⁾に分類整理できる。

- a、健康的で優れたものは提唱、発揚するーナーダム、三月三、水掛祭り
- b、積極的または消極的な影響のない一般的なものは尊重するー豚を食べないなどの飲食、服飾、冠婚葬祭
- c、繁栄発展、生産発展および民族団結に不利な遅れた陋習は取り除くー首狩り、神判、転房、一夫多妻、一妻多夫、琵琶鬼、嬰兒の溺殺、不落夫家、双子の殺害、焼畑農業、男は田植えをせず女は田を耕さない、人糞肥料をやらない、早婚（満族12歳、兵士の不足を補うための）、戴天頭
- d、海南島の黎族の風俗習慣について、「若干の遅れた風俗習慣の改革と若干の古い不合理な規定に関する提案」（1958年5月）及び「優良な伝統を引き続き発揚し、遅れた民族的風俗習慣に関する規定」（1962年10月）は陋習廃棄の典型例であり、それは、以下の7項目を上げる。①「做鬼」として牛や豚を生け贄えにすること（人が病気になったとき家畜を殺して鬼を追い払う宗教儀式）、②父母による請負婚、③結婚の際に高い結納金を取り立てること、④「命日」に仕事をしないこと、⑤紋（文）身（体の入れ墨）、紋（文）面（顔の入れ墨）（これについては、「黎族婦人の“紋面”（顔面に各種の藍色によって線紋を入れ墨する）の習慣を改める。なぜなら、“紋面”は婦人の顔面の正常な発育と顔の美容の上に影響があるからである。それゆえに改革を加えるものとし、今後は紋面をしてはならな

い」とする)、⑥放寮（これについては「放寮（乱性交関係＝自由な異性関係）は、人民の身体健康の宣伝教育を強化し、一夫一婦制を断固実行し、“放寮”の習慣を徹底的に改めなければならない。“放寮”又は乱婚によって重大な事件が発生した場合は情状の軽重に基づいてそれぞれ処理する」とする)、⑦「道公」「娘母」等の占い師によって迷信活動を行い、無実の人を「禁公」「禁母」として迫害すること。⁽¹³⁾

その後、このような指示・通知は見当たらないが、民族の風俗習慣の保持、改革、廃止の対象と区別の困難性が存在する。

(3) 婚姻法の「弾力的補足的」規定

1950年婚姻法は、1980年及び2001年に改正されているが、一貫して「変通補充規定」（弾力的補足的規定）において、非近代的な婚姻制度や家族慣習に対してその民族・地域の実情に合わせて弾力的に対応することを確認する。それは、(a)基本原則と重要規定の強調、(b)法定の最低結婚年齢に関する弾力規定、(c)三代（四親等）以内の傍系血族の結婚の禁止に対する弾力化、(d)原則的規定の具体化を内容とする。特に、(d)については①身分的婚姻制度の廃止、異民族間の通婚に対する干渉の禁止、宗教の干渉の禁止、転房（レヴィレート婚、夫兄弟婚、逆縁婚）の禁止、②一夫多妻と一妻多夫（兄弟一妻婚）の廃止、③宗教儀式を法定の結婚離婚手続に代替することの禁止、口頭・書面による離婚の通知の禁止及び戴天頭などの民族的伝統儀式の禁止を規定する。⁽¹⁴⁾

これらの家族慣習は少なからぬ少数民族地域にまだまだ存在する現象である。

(4) 「無父無夫の国度」モソ人の「走婚」（通い婚）は、「母系社会の活きた化石」とも称され、当初は、「廃止」の対象とはされなかったが、一妻多夫的な男女関係により性病の蔓延、ひいてはモソ人の生存の危機が懸念されて⁽¹⁵⁾いる。

(5) 宗教信仰と生活習慣

文化大革命中は、宗教信仰の禁止、宗教文化遺産の破壊が徹底的に実施され、各宗教が弾圧された。中国では、宗教は搾取階級が人民を欺瞞し麻痺させ

るアヘンであり、反科学的なものとして消滅の対象とされたのである。

宗教の自由について、1975年憲法（28条）及び1978年憲法（46条）が「宗教を信仰せず、無神論を宣伝する自由」を規定したが、78年憲法の概説書によれば、この条文の背景には宗教に対する次のような認識がある。「宗教の本質は反科学的であり、マルクス主義の世界観と根本的に対立し、われわれは宣伝教育を積極的に展開し、その弱化および消滅を促進すべきである。しかし、宗教は一種のイデオロギーであり、その生成、発展および消滅の法則をもっており、行政命令の方式に依拠しては決して解決できないものであり、したがって、宗教を信仰する自由および宗教を信仰せず無神論を宣伝する自由の政策を採用することは、わが国の目下の具体的状況に合致する積極的政策である」⁽¹⁶⁾。

現行82年憲法（36条）では、憲法概説書が「信教の自由の政策は、人民大衆に唯物論の教育を行なうこと、自然現象、社会の進化および人間の生老病死、吉凶禍福等の科学文化知識に関する宣伝を強化し、マルクス主義の立場、観点および方法を用いて宗教問題にたいして科学的研究を行なうことを包括する」⁽¹⁷⁾として、「宗教を信仰せず、無神論を宣伝する自由」という条文を削除した。そして、信仰と不信仰の強制の禁止（2項）、信仰者と不信仰者の差別の禁止（3項）、宗教を利用して社会秩序を破壊し、身体・健康を損ない、教育制度を妨害する活動の禁止（3項）、外国勢力による支配の排除（4項）を規定する。特に最後の項は、ローマ・カトリック、イスラム教、ラマ教の影響・支配を意識したものである。そして「人権白書」（1991年）が、中央財政の宗教事業に対する援助、八つの全国宗教団体の活動、独立自主自営の原則、世界的宗教組織への参加を紹介することに示されるように、寛容とも思われる宗教政策とともに宗教活動と結合した民族の独立の動きに対しては厳しい態度で対処している。特に、チベット自治区、新疆ウイグル自治区の両自治区では、民族構成、宗教感情及び国際環境の問題が大きく係わっている。

仏教用語を借りるならば、生老病死に対する不安を基本とする「四苦八苦」の人間界にあって、人々が精神的なより所を求めることを阻止できない。

青海省のタール寺は、文革当時、周恩来の指示のもと関係者の努力によって、難を逃れたチベット仏教の名刹の一つである。この寺を2000年夏に訪問する機会があったが、多くの信者と観光客であふれていた。また、青海湖へ移動中、チベット族が「五体投地」によって自然・大地との一体化をめざす荒行にも遭遇した。

2003年夏には、チベット族の伝統文化、習慣の生きる地域として知られる安多（アムド）地方にある黄南チベット族自治州同仁県を視察したが、隆務寺の活仏・夏日倉（25歳、当時）に面会し、直接、哈達（ハタ）を首にかけてもらう機会があった。この地域では、活仏の地位が高いこと、チベット族の家庭や集会所にはグライ・ラマ（モンゴル語で大海の如き上人を意味する）の写真が飾られ、紐を引きながら祈りを続ける老婆たちの姿が印象に残った。また、この地域の伝統の熱貢芸術にも触れたり、会合（2000人規模）に参加した僧侶たちの満ち足りた表情も忘れられない。同行の青海民族学院の研究者（チベット族）は、「活仏」の代わりに「転世霊童」、「ラマ教」の代わりに「蔵伝仏教」の呼称を提案していたことも紹介しておきたい。

これまで筆者はイスラム教を信仰する回族やウイグル族について、1990年に交流のあった海南島の回族幹部が宴席で酒は飲まなかったし、豚肉にも箸をつけなかったことから、禁酒・禁煙などの生活習慣が徹底しているものと思っていた。しかし、2003年と2005年の交流では、青海の回族と新疆のウイグル族の青年達と一緒に酒宴を楽しんだのには驚きだった。イスラム教の教規が徐々に緩やかなものになっているのであろう。

その他、新疆ウイグル自治区では、一般家庭に一泊した際、ウイグル族の作法に従って、「清真菜」のフルコースの持て成しを受けた。一族郎党が次々と現れるなど、家族、親族、そして近所の付き合いを大切にしている様子が良く伝わってきた。また、長時間にわたって民族音楽と歌による歓待を受けたことは貴重な体験であった。

また、「人工吹気法」の解体方法について関心をもっていたが、思いがけず

実演を参観することができた。

我々の前に、一頭の羊がつれてこられ、記念写真を取った時は、馳走用とは知らなかった。大切な客を迎えたとき、家庭で飼育している羊を解体して、馳走するとのことで、敷地の裏手で解体作業を見守った。羊の両足を針金で縛り、ナイフで執刀するが、首筋から血が流れ必死の抵抗とともに糞をポロポロ出していたが、しばらくして息を引き取った。年輩の執刀者は、後ろ足の部分を切り裂き、自分の口で息を吹き込み、羊の体を膨らますのである。そして、羊の皮と肉の部分を上手に切り分けた。皮を汚しては商品として使い物にならなくなるため、慎重な手さばきであった。この「人工吹気法」による羊の解体は衛生上問題があることが、「羊の皮を剥ぐ方法は衛生を重んじ、「人工吹気法」に替えて「架子剥皮法」（台座に置いて皮を剥ぐ方法）を少しずつ普及すべきである⁽¹⁸⁾」との一文から気になっていたことである。

ウィグル族の「割礼」の習慣についても、興味をもたれた。青年郷長（32歳）によれば、ウィグル族にとって重要なことは、「五行」（信仰、礼拝、喜捨、断食、巡礼）のほか、命名、割礼、教育、結婚であるという。このうち、「割礼」は「遜耐克托依」と言われ、小学校に上がる前の5～7歳の「男児の陰茎の伸び過ぎた包皮を切除することであり、イスラム教を信仰する各民族が一般に行っている重要な人生の儀式⁽¹⁹⁾」であるという。これによって、モスリムになることができ、キリスト教の洗礼に相当するとされる。激痛を伴うが、衛生面で優れた習慣であるという。厳かな祈禱のなか、経験の豊かな宗教関係者がとりおこない、その晩は盛大な宴会を開いてお祝いするという。

なお、イスラム教を信仰する回族などの場合も、一般に「割礼」の習慣があるようである。

ついでながらアフリカの一部に見られる女性の「割礼」の習慣は中国では存在しないとのことである。

カシュガルの街では、少数であるが、顔を布で覆い隠す（ブルカ）女性を見かけたが、我々がお世話になった家庭ではそのような女性は見られなかった。

④ 儒教思想

孔子（生誕2558年）は「中華民族の誇り」、「中国の伝統文化の象徴」とされ、中国人民大学等の大学において、孔子像が建立されている。孔子研究院長は、現代においても評価できる孔子の言葉の例として、「己所不欲、勿施于人」（自分の好まないことを人に強いるな）、「以和為貴」（和をもって貴しとなす）、「己欲達而達人」（自分が豊かになりたければ、人も豊かになることを望む）等を紹介している。⁽²⁰⁾

16回党大会（2002年11月）以来、「依法治国」と「以德治国」の相互補完関係と「中華民族の伝統美德を受け継ぐ社会主義思想体系」の確立が提唱されて⁽²¹⁾いるが、「以德治国」と「中華民族の伝統美德」の中心に、孔子と儒教思想が位置付けられている。

孔子は漢民族中心の中華民族の立場からは受け入れ易いが、各少数民族からは疎遠な存在であるにもかかわらず、チベット族、イ族の学生が多数在籍する西南民族大学の校内に東西文化のシンボリック的存在として、孔子の胸像を中央にアインシュタインとシェイクスピアの胸像を左右に配置していることに少なからぬ違和感を覚えた。

(6) 伝統文化の保存

(a) これまで、次のような民族の伝統文化の保存事業を目にして来た。

①民族村－中華民族園（北京、1998年11月）、雲南民族村（昆明、2000年8月）、紅楓湖民族村（貴州、2004年8月）、西双版纳タイ族文化村（雲南、2005年3月）、深圳中国民俗村（2005年10月）、②民族歌舞－青海江源歌舞大世界－チベット族（2000年9月）、天龍屯堡の儺文化（2004年8月）、超級歌舞秀孟巴拉娜西（2005年3月）、桂林山水实景演出－劉三姐（2005年11月）、③観光化－互助土族自治県の伝統的婚礼儀式、料理、歌舞（2000年7月）、麗江の古城、黒龍潭・東巴文化研究所（2000年8月）、タイ族の潑水節（2005年3月）、兩江四湖・漓江風光、ヤオ族の文化（2005年11月）

(b) 雲南省の場合

2005年3月に交流のあった方慧教授等⁽²²⁾の著書には、「雲南省民族民間伝統文化保護条例」(2000年5月)と「1990年以降の少数民族伝統文化保護に関する雲南省地方性法規、地方性規章及び民族自治地方単行条例目録」が掲載・紹介されている。

前者は、第一章総則、第二章保護と救済、第三章推薦と認定、第四章交易と出境、第五章保障措置、第六章奨励と処罰、第七章付則、全40条である。

第二条は、本条例の保護する民族民間伝統文化について、以下の9項目を掲げる。

- (一) 各少数民族の言語文字
- (二) 代表性を有する民族民間文学、詩歌、演劇、曲芸、音楽、舞踏、絵画、彫刻等
- (三) 民族民間の特色を有する祝祭日及び慶祝活動、伝統的文化芸術、民族スポーツと民間学芸活動、文化的で健全若しくは研究の価値を具える民俗活動
- (四) 各民族の生産、生活習俗を反映する民居、服飾、食器、用具等
- (五) 民族民間の伝統文化特色を具える代表的な建築物、施設、標識及び特定の自然場所
- (六) 学術上、史料上、芸術上の価値を具える手稿、巻物、書籍、文献、系譜、碑、楹聯及び口承文化等
- (七) 民族民間伝統文化の伝承者及びその掌握する知識と技芸
- (八) 民族民間伝統工芸制作技術及び工芸美術の珍品
- (九) その他の保護を要する民族民間伝統文化

雲南大学構内にある科挙の試験場跡(2000年8月参観)の保存に係るものに、「昆明歴史文化歴史名城保護条例」(1995年)がある。

6 民族慣習法と国家法

1 青海省チベット族の「賠命価」について

チベット族に存在する「賠命価」は、刑事事件を処理する場合に見られる一種の民族慣習法であり、国家の刑事立法と抵触する。これは、物質的補償を重視するものであり、宗教的背景があると言われる。近代法の「罪刑法定主義」に反するこのような慣習法については、廃止説と変通法規で取り扱うべきとする見解がある。

「青海黄南州委員会の厳格に法によって事を処理し、“命価”を賠償することを断固禁止することに関する決定」(2000年4月13日)⁽²³⁾については、賠命価に関する資料を参照されたい。

同仁県中級人民法院刑事審判庭庭長との懇談では、人間関係の重視が法意識の低さとともに強調された。

「賠命価」について和解で解決した場合却下する。市場経済下、加害者の負担が大きくなる。経済的賠償をした場合、量刑を「法律の範囲内で」軽くすることがあるが、減刑ではない。法律と関係なく処理した場合(当事者間は20万元)について、裁判所は8万元を言い渡す。12万元の差は、法律の範囲内ではないので認められない。

「両少一寛」は、逮捕、死刑を少なくし、寛大に処理することであり、法律に規定された範囲内のもので、罪刑法定主義に反しないとする一方で、事件現場までは遠すぎ、被害者を病院に運ぶのに時間がかかり、助かる者も助からず、事実について検察官を信用するしかない、などの問題点も聞かれた。

2 貴州省

コーラオ族・ミャオ族自治州における座談会では、民族慣習法の残存が紹介された。

(1) 民族間の紛争には、子どものケンカや鶏・農作物を巡る紛争が大半であり、裁判所に出向かないで、頭人が当事者の間に入って「郷規民約」⁽²⁴⁾によって解決する。それで解決できない場合は、県の役人に解決を依頼し、それでもうまく行かない場合に限って、最終的に裁判所の判断を求める。牧地については、前から3尺、後ろから2尺、左右1尺の間隔を基準とする。

(2) 結婚問題は、家法に基づいて決定し、3代の範囲内の結婚については、年長者の意見を聞く。異民族間の通婚は自由であり、子どもは自由に民族を選択できる。

(3) 慣習と慣習法について

同一と見る考え方と異なるものと見る見方があるが、拘束力の違いがあり、範囲は日常のもめごと限定され、殺人などの刑事事件はこれで処理できない。

ミャオ族の強姦事件において、関係者で話し合い加害者側が100元、50キログラムの酒、50キログラムの魚を被害者側に支払うことによって解決した例がある。もし、これで解決できない場合、裁判所の判断を求める。この手順を踏まないと、被害者側が実力手段を行使して直接加害者側に取り立てに行くことになる。この手順は、「郷規民約」に入っている⁽²⁵⁾。これは、慣習法について法律の枠で研究する上に有利であるが、慣習法はやはり慣習であって、民族地区では法律をうまく運用できない。国家の強制力をともなう法律を現地への適用・普及に努める研究者もいるが、慣習法の存続は長期にわたり、漢民族文化のもとで法律になりうる。また、経済的立ち遅れから裁判にかけられず、信頼の厚い頭人による解決のほうが不公平な判断にならない。慣習法は尊重・保護するものの奨励せず、自然消滅を待つしかなく、経済的發展で次第になくなる可能性がある。

1960年代に5頭の牛で股裂きを実行した頭人が裁判にかけられたが、民衆が何回も刑事処分の免除を求めた結果、死刑を免れたことがあった。

貴州民族学院座談会では、以下の説明を受けた。

(1) 民族慣習法の研究は、国家プロジェクトであり、貴州省では5年間にわたって進めている。貴州省には3700万人口のうち少数民族は1300万、17民族（ブイ、シボ、トン、トウチャ、コーラオ、ミャオなど）が居住しており、4世代にわたって居住している民族もある。

本学院のスタッフは、主にミャオ族の慣習法とトン族の慣習法を研究してい

る。

(2) 経費の問題を解決する必要があるが、少数民族慣習法の研究を開始するために、研究所の開設を予定している。

(3) 総体的理論はイ族を基本として作成する。民族慣習法は、法でも慣習でもない「準法規範」と考える。

(4) 雷山県は、最もミャオ族の多い県で、中国共産党の管理と国家の強制力が弱い。民族文化の残存地区であり、村の日常生活は慣習法で動き、共同の力で実施を支える。原始宗教の力が強く、守らないと神の罰がある。

(5) 誘拐罪のケースに次のようなものがある。出稼ぎの男女が結婚、その後夫が妻を売る。妻が村に立ち戻り、夫の家の牛・馬を奪い、家屋を壊す。このような事件がしばしば発生し、村でうまく解決して治安を安定させることが最も大事なことである。国家は介入しないし、国家法は適用しない。

3 広西チワン族自治区

広西法学会の座談会において、広西チワン族自治区の状況－現状と課題について、次のような説明があった。

(1) 特に多民族国家においては、新世紀、民族主義の志向が高まっており、民族問題は国際的関心を呼んでいる。この問題の解決のために、中国は優れた制度を持っている。中国の成功の要因として、民族区域自治制度がある。民族区域自治法は基本法の一つであるが、世界においてこのような基本法を制定したのは他に例がない。1984年に制定され、2001年に修正されたこの基本法には、如何に民族区域制度を発展させ、自治立法を整備するかという問題もある。

(2) 広西チワン族自治区は、民族立法において特別の位置にある。

重要な理由として、次のような事情がある。

(a) 自治区の全人口は4800万人余りであるが、チワン族が1000万人を超え、約三分の一を占める。

(b) チワン族の他に11民族を数え、各民族の調和の取れた地域である。

(c) 地理的には東部と西部の中間にあり、他の民族文化を吸収している地域である。沿海地域との交流によって発展した文化が入るとともに、雲南、貴州、四川の中の貧困地域とも交流がある。環境面での影響も大きい。カルストの地勢の下、砂漠化の進行が懸念されている。

(3) 広西の民族法研究の現状

(a) 民族法律文化

1980年代に、広西民族学院の「中国少数民族習慣法」の著書が刊行されている。

大瑤山の現地調査が特筆されるが、この地域は山の多い地域であり、深山に住む人々の閉鎖的地域であり、慣習法が残っている。

五つのヤオ族は、二つの法律システム、すなわち慣習法と国家法の中で生活している。中でも黄瑤には、犯罪が存在せず、国家法は機能しない。もめごとは慣習法で解決し、ルール違反の処罰は違法になることはないし、犯罪とはならない。1949年の解放以前は、ヤオ族は石碑頭に約束を彫る習慣があり、まだ研究の進んでいない「石碑律」が相当に残されている。紙が入ってからは、それに書くこともある。「石碑」は「生きた規範」であり、行動のルールであり、慣習法である。誰が作ったかは不明なものが多いが、ヤオ族の場合は制定法に近い。国家法が村に入れなかったわけでもないが、慣習法と国家法が共存しているのは奇跡であり、その調和、相互関係に関心がもたれる。そして、現在も宗教上の権限を有する世襲制の社老（頭人）のもめごと解決における役割が大きい。

異民族間の通婚などにより、今日さまざまな民族が入り込んでおり、慣習法が一度破壊されると止めようがない。電気を使用して魚を取ることを禁止しているが、外部から来た者がこれを守らず、特に幹部は社老よりも地位が高いこともあって慣習法違反を止めることができず、環境破壊をもたらしている。

南方には、刑事犯罪は国家法によって処理する伝統がある。解放前には、二つの部族が衝突した場合、家畜によって解決していた。最近では、少数民族の慣

習法に配慮するが、森林や湖沼を巡る部族間の争いは、刑事法によって処理する傾向にある。ヤオ族には「遊耕」の伝統形態があるが、生産請負の導入により自由に移動できなくなってきたおり、境界線の確定などは国家法によって処理している。また、ヤオ族の放牧する牛が苗族地区の草を食べたことで、ミャオ族側が牛を取り上げたことに対して、ヤオ族側が賠償を求めたが、それに応えないため、ミャオ族の関係者を銃で殺害するという紛争例では、ヤオ族側は、感情的になり咄嗟に銃を発射したもので正当防衛であると主張したが、ムチウチと15年の懲役に処した。

慣習法の幾つかは、その後「郷規民約」のなかに踏襲されている。

(2) 民族立法研究

12の自治県には、それぞれ自治条例がある。自治区の自治条例は比較的に早期に制定の動きがあったが、1950年代の変動の影響を受けて中断し、文革終了後の1980年代になって制定作業を再開し、草案について19回もの変更を加えているが、未だ制定されていない。

早期の制定を目指しているが、技術、制度、認識上の問題がある。特に、森林資源などの天然資源は、国家所有であるため自治権との調和が必要であるが、開発にあたっては少数民族に優先権がある。1999年から開始している社会科学資金によるプロジェクトでは、条例制定が重要な課題となっているとともに、一般性を有する研究となっており、専門家の意見を提出しており、他の自治区の注目を集めている。

単行条例については、県レベルのものが多。1999年、自治区人民代表大会は、ダム建設のために住民を移動させるための条例を作成したが、これは自治区レベルの最初の試みと言える。移民の対象は主に少数民族であるだけに、民族問題に深く係わる。水力事業のために場所を提供することになるが、生活上の不便などのさまざまな問題をふくんでおり、住民を救済するための単行条例の制定は、区域自治の一つの表れである。いろいろの困難に遭遇し、まだ採択されていない。効果が計りにくく、立法面でも研究の余地が残っている。

(3) 民族法の基本理論と立法

「自治権法論」(広西民族出版社、1999年)、張文山等著『自治権理論与自治条例研究』(法律出版社、2005年)は、理論的研究の成果である。

また、張文山著『突破伝統思维的瓶頸—民族区域自治法配套立法問題研究』(広西大学法学院、2005年)は、体系的な立法を提案している。

(4) 西部大開発の問題

西部大開発において、立法において、民族自治権の優位性の発揮に配慮している。

東盟自由貿易区には12の国が参加しているが、西部大開発にとって大きな意義を有する。

(5) 南丹の民族地域の視察

白褲瑤(白いズボンを履くヤオ族)の博物館、瑤族村寨を視察した。火災と盗難に備える倉庫(糧倉)の建造スタイルや原始宗教のもと砍牛(牛を殺して死者を弔う)風俗や権威と富みの象徴である牛の角を家屋や墓に飾る習慣に触れ、そして、民族芸能・文化を観賞し、送酒(水酒)による見送りを経験した。ここは貧しい地域で、トーモロコシ、ネズミを常食し、族内婚が原則であるがそれによる障害者は生まれていないという。12歳で行なう成人式に卵を使用し、13~14歳の早婚が一般的である。一夫一婦で夫婦仲が良く、その上愛人も容認するなど大らかなところがあり、子どもができたならジャフーで墮ろすという。文字はない。

また、村の長老の葬列に遭遇したが、柩を境に前方を男性群、そして後方を女性群が哀悼の発声をあげながら長蛇の列に大半の村人が参加しているようであった。

7 むすびにかえて

交流と視察を通じて得た若干の問題点を指摘しておきたい。

まず、異文化への関心をもつ場合に、それぞれの歴史、歩みに対する尊重、

敬愛の念が必要とされることである。

次に、民族問題に対してどのような視角から関心をもつかが重要のようである。特に、漢族と少数民族のどちらの側から研究するかによって現状と将来に対する展望に相異が生じるのであり、西部大開発による人口の流動化と散雑居民族の増大、漢民族中心の「中華民族」の発揚によって、ますます各少数民族の独自性が希薄になっていることに留意しなければならない。

交流において、中国の民族法に対する関心が拡大していることを知った。民族法が民族関係を主な規制対象とする法部門であり、現実には生起する諸問題に対する対処を求められているなかで、民族法学の在り方として調整と管理を強調する立場と各民族の独自性を強調する立場に大きくは分かれるようである。

さらに、規範或いは法規範の角度から分析することには大きな限界があり、慣習（法）の大きな役割に注意する必要がある。法制史の研究において、改革開放後、少数民族法制史の研究が盛んになるとともに、従来の漢民族中心の研究の問題性に対して、我々も関心を払う必要がある。

〈注〉

- (1) 国務院人口普查辦公室・国家統計局人口和社会科技統計司編『中国2000年人口普查資料』（中国統計出版社、2002年）によれば、五大自治区の民族構成は次の通りである。
内モンゴル自治区－蒙古族（17.13%）、漢族（79.17%）、その他（3.7%）
新疆ウイグル自治区－ウイグル族（45.21%）、漢族（40.58%）、その他（14.21%）
広西チワン族自治区－チワン族（32.40%）、漢族（61.62%）、その他（5.98%）
寧夏回族自治区－回族（33.95%）、漢族（65.44%）、その他（0.61%）
チベット自治区－チベット族（92.77%）、漢族（6.06%）、その他（1.17%）
- (2) 阿思根「内モンゴルにおける遊牧社会の崩壊過程と現存する諸問題」『日中社会学研究』9号、15～16頁。
- (3) 社会人類学者、2005年4月逝去、享年94歳、社会学研究所長、全人大常務副委員長、中国民主同盟主席を歴任（『毎日新聞』4月26日参照）。
- (4) 『中華民族多元一体格局』1頁、中央民族学院出版社、1989年。
呉宗金編著・西村幸次郎監訳『中国民族法概論』において、下線部分について「あ

なたの中に我あり、私の中にあなたあり」と訳していたが、2刷（3頁、61頁）において訂正した。

- (5) 西村幸次郎『現代中国の法と社会』法律文化社、1995年、113頁以下参照。
- (6) 楊侯第主編『中国少数民族人権述要』北京大学出版社、1997年、82頁。
- (7) 「新疆有能力將暴力恐怖活動控制在萌芽狀態」『新疆經濟報』2005年8月26日。
- (8) 『一橋法学』4巻2号、西村・廣江共訳参照。
- (9) 「砂暴からふるさとを守る－中国・内モンゴ」(2000年7月16日)、「砂漠化防止ツアー・内モンゴ自治区」(2001年5月26日)、「運命のゴビ砂漠」(2002年10月15日)、「緑の長城を築け－砂漠化と闘う日中の男たち」(2002年9月28日)、「砂漠の緑化－石光銀」(2002年11月12日)など。
- (10) 中国環境問題研究会編『中国環境ハンドブック〔2005－2006年版〕』蒼蒼社、2004年。
- (11) 楊侯第主編『中華人民共和國民族法規選編』中国政法大学出版社、1990年、52～53頁。
- (12) 吳宗金・前掲書、239～242頁。
- (13) 西村・前掲書129～131頁。
- (14) 西村・中島共訳「中国少数民族の婚姻法『弾力規定』」『阪大法学』44巻1号213～255頁。
- (15) 周華山『無父無夫的国度』光明日報出版社、2001年。
- (16) 湖北財經学院法律系『高拳毛主席偉大旗幟的根本大法』1978年、28～29頁。
- (17) 董成美編著・西村監訳『中国憲法概論』成文堂、1984年、147頁。
- (18) 吳宗金・前掲書230頁。
- (19) 樓望皓『中国新疆民俗』65～66頁、新疆美術攝影出版社、2003年。
- (20) 『朝日新聞』2002年12月25日参照。
- (21) 『中国共産党第十六次全国代表大会文件彙編』38頁、人民出版社、2002年。
- (22) 方慧等著『雲南少数民族傳統文化的法律保護』2002年1月、民族出版社。
- (23) 「青海黄南州委員会の厳格に法によって事を処理し、“命価”を賠償することを断固禁止することに関する決定」(2000年4月13日)(張濟民編『藏族部落習慣法研究』1～3、青海人民出版社、2002年8月、345～348頁)は、次のような内容である。

この数年来、わが州の若干の地域において、刑事事件、交通事故、草山、土地の境界、資源紛争、集団械闘の中で人を死亡させたときに、農牧民大衆が慣習的なやり方を用いて賠償を要求し、又は「命価」、「血価」を強制的に取り立てる現象がしばしば発生しており、さらに勢いを増しつつある。概算の統計によれば、1995年から現在までに、州全体で各種の「命価」、「血価」の賠償を求める事件が合計41件発生し、命価の賠償額は200万元に達する。「命価」、「血価」の賠償は、封建意識、部落觀念の反映

であり、民族地域において深い社会的根源を有する。刑事事件と交通事故が発生したとき、当事者の被害者側が敢えて公安部門を通じて法によって処理しようとせず、家族、宗派勢力又は封建部落勢力に頼って、家族や数十人又は百人、ひいては千人を越える人数を集めて、相手方の居住地や村社に「出兵」して報復し、圧力を加え、暴力的襲撃と略奪放火の方法をとって「命価」、「血価」及び「退兵費」の賠償を取り立て、人民の生命財産に極めて大きな損失をもたらしている。例えば、1998年に澤庫県の県庁所在地において発生した故意による傷害致死事件では2名の犯人がその場で取り押さえられた（既に判決によって刑が確定）。被害者側の親族が若干の人の操縦の下に、当村の百人余りの大衆をかき集めて、相手方に「出兵」して略奪を行った。その場で一万元の価値の財物を略奪し、前後して11.9万元の「命価」を取り立てた。更に重大なことは犯人の親族11人を澤庫県から追い出し、かれらを居住させなかったことである。1999年五河公路山段において発生した交通事故による死亡事件では、被害者側が200人近い大衆を集めて事故を起こした側に「出兵」して「命価」、「血価」及びその他の費用を合計16万元、その中に2万元の「退兵費」を含めて、取り立てた。

「命価」、「血価」賠償問題は、わが州では一部の現象であるが、影響は極めて酷く、深刻な社会問題の一つである。それは、司法機関の厳格な法執行を攪乱するだけでなく、大衆の生産、生活に対して相当の困難をもたらしている。さらに、社会の安定に対して酷く危害を与える違法犯罪活動を極めて誘発しやすい。これに対して、われわれは断じて放任できない。国家法律の尊厳と大衆の合法的權益を守り、社会の安定を確保するために、そして西部大開発戦略に対して良好な社会環境を造り、州全体の経済の持続的安定的発展を促進するために、州委員会の研究を経て、ここに以下のように決定する。

一、賠「命価」・「血価」は民族地区において封建社会期の古い習慣のやり方を踏襲している。その新たな出現は封建部落勢力が台頭したことの具体的反映であり、基層政権を弱め、大衆の利益を侵害するだけでなく、社会政治の安定と民族の団結を破壊し、経済の発展と社会の進歩を阻害し、国家法律の尊厳をひどく汚しており、禁止しなければならない。これより、各級党委員会は確実に責任を負い、有効な措置をとり、州全体の範囲で賠「命価」現象の発生を断固として杜絶しなければならない。

二、大衆を教育し、重大な違法行為に打撃を与えるため、今年上半年州全体の範囲でこの数年刑事事件及び交通事故によって死亡した賠「命価」事件に対して最初の全面的な調査・整理を行った。とりわけ、影響が悪質で反映が強烈な賠「命価」・「血価」事件に対して法によって厳粛に処理しなければならない。各地は整理工作を高度に重視し、指導を強化し、入念に組織しなければならない。整理工作は、党委員会、政府の統一的指導の下に、指導グループを成立させ、党委員会・政法委員会が公検法司と紀律検査、監察、組織、人事、統一戦線、宗教等の関連部門が参加する工作組を組

織し、賠「命価」事件に対して、独自の整治を展開し、各級政法部門は厳格に法を執行し、職掌を忠実にし、賠「命価」における違法犯罪活動を法によって調査処理し、厳しく打撃しなければならない。公安機関は、賠「命価」事件において、不法に公民の住宅に侵入し、他人の人身の安全を侵犯し、公民の財物を故意に毀損し、略奪放火を行った違法犯罪分子に対して刑事事件に照らして立案偵察し、重くかつ迅速の原則に照らして、断固として法により処罰しなければならない。そのために無辜の連座に問われ、村を追い出されて外地に住まざるを得なかった大衆に対して、現地の県、郷、村の党政組織が責任をもって捜し出して連れ戻し、適切な処置を与える。

三、賠「命価」・「血価」問題に対しては源から掌握しなければならない。各種の紛争において矛盾を拡大する意図をもち、後ろで指揮し策略を練って被害者の親族と真相不明の大衆が「出兵」に加わることを扇動して賠「命価」・「血価」を強制的に取り立て、大衆を集めて騒ぎを起こした主要幹部と強制的に人質を拘束し財物を差し押さえるような違法行為に対して、公安機関は法により調査・処分し、犯罪を構成するものに対しては法により厳罰に処する。それとともに、大衆に賠「命価」事件への参加を指図し、少数ながらも党性が強くなく、原則を堅持しようとはせず、党紀政紀に違反して賠「命価」・「血価」事件に参加した幹部・職工、とりわけ党員の指導幹部（離退休人員を含む）に対しては、断固として党紀政紀の処分を与えなければならない。これによって重大な結果を形成し、犯罪を構成する場合は、法律責任を追究し、犯罪を構成しない場合は「治安管理処罰条例」に照らして処罰し、決して妥協してはならない。

四、各級党委員会、政府は、賠「命価」・「血価」禁止問題を社会治安総合処理工作の範疇に組み入れ、指導責任制を実行しなければならない。「主管する者が責任を負う」の原則を堅持し、賠「命価」を禁止して社会の安定の擁護を県、郷、村の党政の担当者の目標管理責任制の重要な内容の一つとして、各々の級が責任書を取り交わし、任務を確実に実行し職責を明確にし、上級が下級を指導し、各々の級が確実に実行し、上級が下級に責任を負う。「打撃と予防をともに進めるが予防を主とし、一時的及び根本的解決を図るが根本的解決に重点を置く」方針を堅持し、草山、土地の境界、資源紛争、刑事事件、交通事故が発生した後は、事前に大衆思想工作をしっかりと行い、騒ぎを初期のうちに発見し、適時に調整し、事態の拡大と矛盾の激化を防止しなければならない。責任感が強くなく、指導力がなく、仕事をきちんとせず、重大な結果を作り出した地区と党政の指導部に対しては断固として「一票否決権制」を実行し、指導責任を追究しなければならない。「一人の犯罪に罪のない者までが責任を問われる」現象の発生を断固として禁止する。今後もしも各種の民事紛争と刑事事件によって加害者側又は犯人の親族を差別し、迫害を加え、殴打し、攻撃して、彼らに家があっても帰れないようにしたり、土地があっても耕作できないにしたり、草が

あっても収穫できないような状況が発生した場合、現地の党政指導部の責任を追究し、また公安機関が法によって当事者の法律責任を追究しなければならない。

五、各級指導幹部は率先して法律の尊厳を擁護し、断固として法によって事を処理し、非政府行為の民間調停活動への参加を許してはならない。それとともに自己の家族、子女をしっかりと掌握し、彼らが類似の賠「命価」活動に参加しないように教育し、違反者は責任を追究し、厳しく処理しなければならない。県級の「三講」（学習、政治、正しい作風の重視）教育において、県級指導幹部はこの問題を一つの内容として、調査、解析、認識し、思想上から限界をはっきりさせなければならない。

六、この数年の賠「命価」問題の整理は、政策性の強い工作である。州委員会政法委員会はこの決定に拠って、具体的な実施意見を確定し、人員を調達し、専門の工作组を組織し、各県の整理工作进行を検査・督促、指導し、いい加減な処理を防止しなければならない。州委員会の各部門、州人民代表大会、州政府、州政治協商会議、州紀律委員会等の機関も、それぞれの職能からしっかりと協力しなければならない。州委員会宣伝部と報道メディアは世論宣伝工作进行をしっかりと行い、幹部と大衆のこの問題に対する認識を高めなければならない。2000年4月13日

なお、小林正典「青海チベットの賠命価－その今日的意義と課題－」、「張致弟教授が語る『青海省民族法学研究状況』（和光大学人間関係学部紀要・8号第一分冊、2003年）を合わせて参照されたい。

- (24) 「郷規民約」には、黔東南州凱里市平樂郷「南花村村規民約」（1991年1月）、黔東南州雷山県郎徳鎮「報徳村規民約」（1994年11月）、雷山県西江鎮營上村「村規民約」（2002年1月）、台江県台拱鎮梅影村「村規民約」（2004年4月）などがある。
- (25) 徐曉光「日本民族法学者与貴州世居民族研究中心關於民族法学的研究的座談紀要」『貴州民族学院学報』2004年6期34～38頁参照。

[本稿は、科学研究費補助金による課題研究「中国民族法制的総合的研究」（基盤研究B、課題番号1540212）の成果の一部である。]